

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 佐藤 ケイ子

- 1 日時
令和5年7月5日（水曜日）
午前10時1分開会、午前11時57分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
佐藤ケイ子委員長、山下正勝副委員長、佐々木順一委員、軽石義則委員、
岩崎友一委員、高橋但馬委員、工藤勝博委員、木村幸弘委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
堀合担当書記、畑中担当書記、藤枝併任書記、大野併任書記、田家併任書記、
千葉併任書記
- 6 説明のため出席した者
 - (1) 商工労働観光部
岩渕商工労働観光部長、高橋副部長兼商工企画室長、
三河定住推進・雇用労働室長、
十良澤ものづくり自動車産業振興室長、高橋観光・プロモーション室長、
齋藤商工企画室企画課長、小野寺経営支援課総括課長、
畠山産業経済交流課総括課長、
駒木定住推進・雇用労働室特命参事兼雇用推進課長、
大越観光・プロモーション室特命参事兼プロモーション課長、
菅原定住推進・雇用労働室労働課長
 - (2) 県土整備部
加藤県土整備部長、小原副部長兼県土整備企画室長、上澤道路担当技監、
大久保河川港湾担当技監、菅原まちづくり担当技監、
高井参事兼建築住宅課総括課長、高橋県土整備企画室企画課長、
沖野建設技術振興課総括課長、小野寺道路建設課総括課長、
高瀬道路環境課総括課長、馬場河川課総括課長、戸来砂防災課総括課長、
小野寺都市計画課総括課長、乙部下水環境課総括課長、
君成田港湾空港課総括課長
- 7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和5年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

第1条第2項第1表中

歳出 第7款 商工費

イ 議案第3号 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

受理番号第111号 認定職業訓練振興のための施策の推進について請願

(2) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第7号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中

別表第7の改正関係

イ 議案第10号 一般国道397号小谷木橋旧橋撤去(下部工)(第3工区)工事の請

負契約の締結に関し議決を求めることについて

9 議事の内容

○佐藤ケイ子委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算(第2号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第7款商工費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋副部長兼商工企画室長 議案第1号令和5年度岩手県一般会計補正予算(第2号)のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案(その1)の3ページをお開き願います。当部関係の補正予算は、第1表歳入歳出予算補正のうち、歳出7款商工費の13億7,264万1,000円の増額であります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明いたします。予算に関する説明書の4ページをお開き願います。7款商工費、1項商工業費、2目中小企業振興費の説明欄であります。中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助は、適切かつ円滑な価格転嫁や賃上げに取り組む中小企業者等を支援するため、生産性向上に向けた設備投資や人材育成等に要する経費に対し、補助しようとするものであります。

次の中小企業者等事業継続緊急支援金支給事業費は、原油価格、物価の高騰により経営に影響が生じている中小企業者等に対して、事業継続を支援するため、商工指導団体を通じて1者当たり法人15万円、個人7万5,000円の支援金を定額支給しようとするもので

あります。

5 ページに参りまして、2 項観光費 1 目観光総務費の教育旅行受入宿泊施設支援緊急対策費は、宿泊施設に対して原油価格、物価の高騰による価格転嫁が円滑な教育旅行の受け入れに伴う負担を軽減するため、1 人泊当たり 2,000 円を支給しようとするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○軽石義則委員 きこのの本会議で大分詳しく質疑が交わされておりましたが、確認の意味でお聞きします。

まず、教育旅行受入宿泊施設支援緊急対策費の支給単価である 2,000 円の根拠はどこからきているのでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 県内の宿泊施設における教育旅行宿泊代金の平均 8,200 円に一般旅行者の宿泊代金の値上げによる宿泊代金値上率約 25%を掛けて、支給単価を 2,000 円としております。

○軽石義則委員 非常に喜ばれる支援だと思います。この支援事業が新聞に載って、教育旅行を受け入れているいわゆる昼食提供をしている事業者から問い合わせが来ました。

1 人平均 1,500 円ぐらいの昼食だそうですけれども、かなり厳しい状況になっていて、また既に来年度の予約まで入りつつあって、宿泊施設は支援されるのに我々の業界はなぜ支援されないのでしょうかということだったのですが、その部分についてはどうお考えでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 最初に、新型コロナウイルス感染症の影響により観光需要が大きく落ち込む中、宿泊規模が大きく、かつ宿泊客の多寡にかかわらず空調や湯沸かし等を稼働しなければならない宿泊業にとって、今般の国際情勢等に起因する原油価格の高騰は他の業種に比べて影響が大きく、コロナ禍での回復を阻む大きな要因となっていて、教育旅行の関連事業者としては、バスなどの運送業や飲食、体験施設の事業者が考えられます。

そういった中、バスの運行に関しましては、三陸地域への教育旅行を実施した場合にバス 1 台当たり 2 万円から 5 万円を補助しているところであります。また、飲食に関しては、朝、夕食は宿泊施設で提供されていることから、この支援金の給付によって支援する形で考えております。

なお、昼食の提供や体験施設等を運営する中小企業者につきましては、本定例会に補正予算案として提案している中小企業者等事業継続緊急支援金の対象として対応いただきたいと考えております。

○軽石義則委員 そうすると、宿泊施設はこの 15 万円または 7 万 5,000 円の対象にならないということですか。

○小野寺経営支援課総括課長 中小企業者等事業継続緊急支援金は、要件に該当すれば宿泊施設も対象になります。

○軽石義則委員 昼食を提供する事業者は中小企業者等事業継続緊急支援金というお話ですけれども、修学旅行の受け入れは単価が決められており既に契約されていて価格転嫁できず、どうしてもたえきれないというところもあってそういう声が来ていると思うのです。今回は入っていないのですけれども、そのことについて今後考える余地はあるのでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 今回宿泊施設ということで、軽石義則委員おっしゃるとおり、飲食業の事業者からもそのような声はいただいておりますので、私どもでも今後さまざま意見を交わしながら、どのような対応をしていけばよいか、検討しながら進めていきたいと思っております。

○軽石義則委員 思っていたくのは本当にありがたいのですが、懐に入っていない。今まさに物価高で、事業者は価格転嫁できるところはいろいろやっているのです。ただ、この修学旅行については、既に契約されていて価格転嫁できず、材料や人件費も含め、全て上がっているのです。料理の質を下げるわけには当然いかないと思いますので、その部分の価格転嫁ができないとすれば実費で出していくことになります。宿泊施設は対象になるけれども昼食を提供する事業者はならないとすれば、不公平感がかなり強くなってくるのではないかと思います。思っているのだからすぐできるということではないのでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 軽石義則委員おっしゃるとおりでありますけれども、宿泊業、飲食業、交通事業者などさまざまありますので、今後もこういったところに対する教育旅行の支援も含めまして、経営課題も踏まえつつ、国の臨時交付金の動向なども見きわめながら検討してまいりたいと思います。

○軽石義則委員 全ての事業者が大変だというのは県も承知して、今回のこの補正予算案を組んでいるのです。せつかくいいことをやろうとしているのに、我々の業界は見てくれないのかという不公平感が生じることになっては、私は事業を継続する意欲を失うことにもなりかねないと思います。もっと言えば、今回の支援は、岩手県に教育旅行で来る皆さんが、ああ、おいしかった、よかった、また来たいとつなぐためのものだと思うので、それは早急に対策をとるべきではないかと高橋観光・プロモーション室長も思っているのですが、岩渕商工労働観光部長も思っているのでしょうか。

○岩渕商工労働観光部長 高橋観光・プロモーション室長が答弁しているとおおり、また本会議等でも答弁したとおおり、県のアンケート調査等でも物価高騰の影響を受けている宿泊業の割合は非常に高いということ、そしていわて旅応援プロジェクト等、コロナ禍で宿泊施設に支援してきたスキーム等があり、やはり影響が最も大きいということで今回宿泊施設にターゲットを絞って支援するスキームを構築しております。

飲食業でくくっていいのかどうかはありますけれども、昼食を提供する事業者に対する

支援は教育旅行に限定する形がいいのか、このスキームに乗せるのがいいのか、別の方法がいいのか、あるいはもう少し広くやったほうがいいのかなども含めて、交付金の増額等を要望する中で検討していきたいと思っております。

○**軽石義則委員** 先ほども話したとおり、教育旅行は事前に契約を結んでいて価格転嫁できないのです。ほかの商品は、お客様に価格転嫁して吸収しようとしているのだけけれども、教育旅行で人数を多く受け入れるところが特にそうなると思うのです。キャパシティが大きいのですから、支出もふえているのは現実だと思いますので、しっかり現場の声をお聞きいただいた上で、我々のこともしっかり見てくれているのだ、教育旅行もきちんと受け入れる体制をつくろうという仕事の意欲にもつなげるようにしてもらえばいいと思いますので、よろしく願いして終わります。

○**佐藤ケイ子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤ケイ子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第3号緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**駒木特命参事兼雇用推進課長** 議案第3号緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その2）の3ページをお開き願います。なお、便宜お手元に配付しております議案第3号緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例案の概要により説明させていただきます。

まず、1の改正の趣旨についてであります。条例の有効期限を令和10年3月31日まで1年延期しようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。点線箱囲みの部分ですが、この条例は緊急雇用創出事業に要する経費の財源として使用するものであり、当該基金を財源として実施しております事業復興型雇用確保事業の実施期間がこれまで令和8年3月31日までとされていたところ、国の令和5年度当初予算におきまして令和9年3月31日まで延長されたことに伴い、精算期間を含め令和9年3月31日としていた条例の有効期限を令和

10年3月31日に延期しようとするものであります。

次に、3の施行期日についてであります。この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

最後に、4の参考であります。事業実施期間と条例の有効期限をイメージしていただくための図となります。その事業復興型雇用確保事業は、一定の要件を満たした求職者を沿岸被災地の事業者が雇い入れた際に、その雇入れ費を任用した日から最大3年間助成するものであります。実施期間が延長されたことにより、本年度に任用した方の雇入れ費が対象となるものでありまして、例えば一番上の矢印、令和5年4月1日に任用した場合は、令和8年3月31日までが助成対象となります。一番下の令和6年2月1日に任用した場合の助成対象期間は令和9年1月31日までとなります。

このように、任用時期により最大で令和8年度までが事業実施期間となるものであり、それにあわせて基金の精算期間を含め、これまで令和8年度末の令和9年3月31日としていた条例の有効期限を1年延期し、令和10年3月31日にしようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○岩崎友一委員 延長はよくて否定するものではないのですが、私の記憶が正しければ、これは事業復興型雇用創出事業からスタートして間もなく12年4カ月がたちますけれども、減ってきているのはそのとおりでと思うのですが、その間の実績をお示しいただきたいと思います。

○駒木特命参事兼雇用推進課長 この事業は平成20年度から実施しておりまして、令和4年度までの合計で5万4,703人の雇用実績があります。令和4年に限りますと、新規での雇用につきましては41人です。

○岩崎友一委員 東日本大震災津波後からの推移がわかれば教えていただきたいです。

○駒木特命参事兼雇用推進課長 東日本大震災津波後からということですが、今手元にあるのは平成27年以降の数字であり、平成27年で1,571人、平成28年で392人、平成29年で87人、平成30年で122人、令和元年で118人、令和2年で80人、令和3年で78人、昨年度が41人という数字であります。

○佐藤ケイ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、請願陳情の審査を行います。今期定例会での請願の審査の取り扱いについて説明いたします。6月13日の議会運営委員会でも説明がありましたが、通常委員会での請願の審査に当たっては、採択、不採択、または継続審査のいずれとするかを決定しているところですが、本日の委員会は任期最後の委員会です。継続審査にはできないことから、採決に当たっては採択、不採択、または結論を出さないのいずれかを諮り、決定することになります。

なお、委員会において結論を出さないと決定した請願については、本会議では採決が行われず、閉会と同時に審議未了となりますので、あらかじめ御了承をお願いします。

それでは、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第111号認定職業訓練振興のための施策の推進について請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○菅原定住推進雇用労働室・労働課長 それでは、受理番号第111号認定職業訓練振興のための施策の推進について請願につきまして参考説明を申し上げます。

お手元に配付しています参考資料をごらんいただければと存じます。まず初めに、1の認定職業訓練費補助の概要であります。本補助金の目的は、中小企業等における職業能力開発及び向上を促進し、雇用労働者の就業の安定と労働福祉の増進を図るため、職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けた職業訓練、いわゆるこれが認定職業訓練といえますけれども、これを行う職業訓練法人等が職業訓練を行う場合や、施設や設備を整備する場合に要する経費の一部について補助しているものであります。

補助の内容でありますけれども、今回請願に出ています運営費補助につきましては、国庫3分の1、県費3分の1で補助しているところであります。

続きまして、2の補助金の算定基準をごらんください。(1)の運営費の算定基準でありますけれども、訓練期間1年以上の長期訓練におきましては、補助対象訓練生数が1訓練科につき3人以上という基準を満たした場合に原則補助対象となります。1訓練科につきまして、固定費163万1,000円に加えまして、訓練生1人当たり6万9,000円が交付されます。

また、訓練校1校につきまして、募集経費等として、共同認定職業訓練充実化経費ということで36万1,600円が加算されるところであります。

このほかに、2日以上6カ月以下の短期訓練というのがありまして、こちらは9,200円に、その単位数と訓練生数を掛け合わせた額が交付される形になっております。

なお、学年の進行により3人という算定基準を下回るようになった場合につきましては、長期訓練におきましては前年度に補助対象としていた訓練生については、当該課程を修了するまでの間は引き続き対象となります。

また、直近2年間の補助事業実績を有する訓練科が一時的に3人を下回る場合であって

も、5年度以内に3人以上の確保ができる見通しがある場合は、3人未満であっても固定費として183万8,000円が交付される仕組みになっております。

続きまして、(2)の運営費の交付対象となる訓練生であります。こちらは、イからホまであります。まず一つは、中小企業事業主に雇用されている雇用保険の被保険者であります。そして、あともう一つ、大きなところとしまして、労災保険に特別加入している建築大工や左官等の一人親方などが対象となっております。

なお、今回請願にあります中小企業事業主や雇用保険に加入していない家族事業者も労災保険には加入可能でありますけれども、雇用保険の被保険者ではないため、この補助金の対象外となっているところであります。

県におきましては、引き続きものづくり産業振興に向けた技能者の確保と育成に係る取り組みを推進し、円滑に技能承継がなされるように努めているところであります。

以上で説明を終わります。

○佐藤ケイ子委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。意思表示がある方は発言願います。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 採択という声が出ております。採択という意見のほかにはありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択と決定した本請願のうち、国に対して意見書の提出を求めるものについて、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討します。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○佐藤ケイ子委員長 意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについての御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって商工労働部関係の請願陳情の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○軽石義則委員 それでは、2点確認させていただきたいと思います。

まず、観光業の状況について、本会議でも質疑が交わされておりますけれども、ニュー YORK タイムズ 効果で国内外の観光者が大分見えるようになっているのですが、この観光における現状をどのように把握されているのか。経済効果も含めて、今段階で把握されていることがあればお聞きいたします。

○高橋観光・プロモーション室長 観光による経済効果の現状についてであります。

本県の観光消費額は、令和2年は1,142億円で、令和元年度1,754億円の65%まで落ち込みました。令和3年は1,258億円でやや回復したものの、令和2年比の110%となっております。令和4年の観光消費額は、現在観光統計の取りまとめ中であります。令和2年、3年の観光消費額の落ち込みについては、御存じのとおり移動の縮減やオミクロン株の流行等によるものであります。

令和5年の状況は速報値になりますけれども、6月30日に発表されている観光庁の宿泊旅行統計調査を御紹介させていただきたいと思います。令和元年については1年間の計、令和5年については1月から4月の4カ月の計でお話させていただきたいと思います。大勢を占めております台湾については、令和元年度は18万人でしたけれども、令和5年度は2万3,720人となっております。そして、中国については令和元年度は6万5,010人でしたけれども、現在4,240人であります。そしてアメリカは、令和元年度は6,960人ですが、令和5年は3,140人で4カ月でほぼ半分の数値となっております。そして、きのうも答弁がありましたシンガポールは、令和元年は3,480人でしたが、令和5年は1,440人と約3分の1、そしてタイは、令和元年は8,740人に対して令和5年が4,980人、そしてマレーシアは令和元年は1,280人で、令和5年が1,430人で、マレーシアは既に超えている状況であります。速報値であり、また4カ月間ということではありますが、掛ける3で計算してみると、台湾、中国以外は伸びている状況であります。

○軽石義則委員 国内はどうでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 盛岡駅にありますいわて・盛岡広域観光センターの情報でありますけれども、こちらは今までは南口にのみ窓口があったのですが、盛岡市が北口にも新しく設置しました。そういった中での数字で見ますと、令和元年4月は4,293人であったものが令和5年4月は7,203人とふえております。そして令和元年5月は3,255人であったものが令和5年5月は7,666人、それから令和元年6月は4,704人で、令和5年6月は1万525人あります。これには外国人の数も含まれておりますけれども、基本的には日本人がより多く来ている状況かと思えます。

○軽石義則委員 当然多くのお客様が来れば消費行動につながるので、経済効果も出て

くる。これからの話になると思うのですが、そういういい面を把握しておられるし、景気がよくなって、人が来て、仕事もふえたけれども、対応する人が足りないアンケート等の結果は出ているのですが、その実態はどのように把握されているのでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 人手不足対策でありますけれども、本年3月に策定された国の観光立国推進基本計画によりまして、国内の観光地において生産性の低さや人材不足といった構造的課題がコロナ禍で一層顕在化したということでありまして、先ほど軽石義則委員からお話があったとおり、県と岩手県観光協会が連携して5月から6月にかけて実施したアンケート調査結果でも、正社員は約75%の事業所で不足しており、職種別では、フロント、接客、調理などが多くなっているということで、非正規社員につきましては約61%の事業所で不足していて、職種別では接客、清掃などが多くなっているとのことです。コロナ禍で一旦離れてしまった労働者が戻ってきていないことや賃金水準が他の産業に比べて低いことなどもあるということと受けとめております。

○軽石義則委員 いわゆる仕事をかえた人で、戻る人もいれば戻らない人もいるというお話ですけれども、その実数は大体どのぐらいか把握できるものなのか。今まさに現場で求人が出ていると思うのですけれども、どのぐらい不足していると捉えているのでしょうか。

○高橋観光・プロモーション室長 実数につきましては、岩手労働局の数字等もあると思いますので、その分析を今後私どもでフォローしていきたいと思いますが、今回の調査については、観光事業者、トラック関係、運輸関係、岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合の会員に対して実施しておりましたので、そういったところの情報を集めながら進めていきたいと考えております。

○軽石義則委員 デジタル技術を活用した業務の効率化も入れていくという答弁もあったと思うのですが、接客業ですので、機械で対応できる範囲は多分限られてくるのではないかと思います。不足しているのは、調理や清掃などまさに人がしなければならないところだと思うのですが、それらへの対策といっても、仕事を紹介できる機能は基本的には岩手労働局が持っているのですが、事業者を支援するのが県の役割だと思っているのです。先ほど補正予算案もそういう意味では確認したのですけれども、それ以上に必要な手当てがいわゆる職種ごとにあると思うのですが、県としてここはポイントとして今後さらに支援の強化が必要だと考えているところがあれば教えてください。

○高橋観光・プロモーション室長 軽石義則委員の人手不足のお話のとおり、今後私どももホテル旅館関係団体、観光関係団体と連携しながら進めていきたいと考えております。事例の共有にも取り組んでいきたいと考えておりますが、基本的に岩手県観光協会と岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合の事務レベルで一旦打ち合わせをして、今回の調査結果をもとに何をしていくか、何をしていかなければならないのかといったことについて、意見交換の場を持ちたいと思っています。そこをまず組み立てていきながら、軽石義則委員からお話のあったどのような支援策が求められているのかといったところを聞き取りしなが

ら進めていきたいと思えます。

いろいろあるとは思いますが、商工労働観光部の中で雇用を担当している部署とも十分連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** 先ほども教育旅行の飲食の受け入れの関係についてお願いしましたが、そこはやはり早急に現場の声を聞く機会をぜひ設けていただいて、実態や状況はどうかまず確認してもらえれば、我々のことも気にしてくれているというのが伝わると思えますので、その点をお願いします。

2点目ですが、先ほど請願も採択しましたけれども、仕事をする上ではキャリア教育が必要になってきておりました、教育委員会でやるキャリア教育と事業者を支援する意味でのキャリア教育も大事だと思っているのですが、商工労働観光部としてのキャリア教育の現状について教えていただきたいと思えます。

○**駒木特命参事兼雇用推進課長** キャリア教育の支援についてであります。各広域振興局等に県内就業・キャリア教育コーディネーターを9名配置しております、主に高校等における企業ガイダンスや企業見学会のコーディネートなどを行っております。学校と産業界の橋渡しを担っており、令和4年度の全県における高等学校での就業支援、キャリア教育支援の実績は、延べ1,845件となっております。

○**軽石義則委員** それぞれ地域の地場中小企業で仕事、職業選択をするには、見て覚えることも体験することも大事だと思っております、高校の段階のキャリア教育と小中学校の段階のキャリア教育は大事だとこれまでも言われてきているのですが、教育委員会と商工労働観光部の連携はどのように図っているのでしょうか。

○**駒木特命参事兼雇用推進課長** 教育委員会に確認したところ、小中学校におきましては小学校向けの企業見学会や中学生向けの職場体験活動など児童生徒の段階から県内の企業や産業状況を伝える機会を切れ目なく確保しております、県内企業の魅力等を伝える取り組みを行っていると同様であるところであります。

これらの活動に対しまして、知事部局では、先ほど申しました県内就業・キャリア教育コーディネーターが学校と地元企業の橋渡しを行っているほか、児童生徒に影響を持つ教員、保護者を対象とした企業見学会を行っているところであります。

また、全部ではありませんけれども、ものづくりネットワークを設置している広域振興局では、工場見学や出前授業を実施したり、岩手県建設業協会が自主的に建設業ふれあい事業を行うなど、各地域の企業、産業団体が学校と連携してキャリア教育を行っているところと認識しているところであります。

○**軽石義則委員** まさにその連携が大事だと思っております。やっつけていただいているということですし、教育委員会で行っている地域学校協働活動に県内就業・キャリア教育コーディネーターも入って行って連携をとっているのでしょうか。

○**駒木特命参事兼雇用推進課長** 軽石義則委員から御紹介のありましたものにつきましては、教育委員会で策定しておりますいわてキャリア教育指針の中で、学校におけるキャ

リア教育を進める上でコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度といったものの中で行っていると確認しておりまして、地域学校協働活動推進員という地域コーディネーターは県内に150人いると聞いております。

直接学校や教育委員会との連携はとっているのですが、地域コーディネーターとの連携は弱い部分もありますので、今後はそちらとの連携も密にしていきたいと考えているところであります。

○軽石義則委員 地域で、学校で、また企業の連携も含めて、それぞれ役割を担ってやっていただいているので、そこはしっかりやってほしいと思いますし、働き方改革で教員のいわゆる勤務時間の話も大分されておりました、このキャリア教育や企業との連携を先生方がやるといってもなかなか難しい時代になっていると聞いていますので、民間の力を活用できるものがあれば、民間にもそういう事業を計画していただいて、その事業と学校をつなぐシステムも商工労働観光部等の支援も含めて制度としてつくっていくことが必要ではないかと私は思っているのですけれども、どうでしょうか。

○駒木特命参事兼雇用推進課長 軽石義則委員から御紹介がありましたとおり、県内では先ほど説明しましたものづくりネットワークといった団体が行っていたり、あとテレビ岩手などはジョブキッズといった小学生向けの職業体験なども民間ベースで始めているところであります。そういったさまざまな取り組みなどとも連携しながら、まずは教育委員会とどうすれば学校でのキャリア教育がもっと進むのかといったあたりを相談しながら、民間の力も借りながら進めていきたいと考えております。

○軽石義則委員 ものづくり産業はいろいろな専門分野がそれぞれつながっていて、労働力の確保はしやすいとは言いませんけれども、かなり人を集めやすい環境にはなっていると思いますが、生活基盤を支えるところに人が足りなくなってくると生活そのものが成り立たなくなってくる。職業は、そういう意味では全体があって地域社会が成り立つと思っておりますので、民間の力を活用できる制度を商工労働観光部でもう少し考えて、進めていただければと思いますので、よろしく願いして終わります。

○岩崎友一委員 被災地を代表してでもないですけれども、私からは経済復興の観点から質問をしたいと思います。私はこの任期4年間も経済復興のテーマを何度も取り上げてきました。東日本大震災津波から12年4カ月たちますけれども、被災地はその後2度の台風災害があって、3年以上に及ぶコロナ禍、急激な物価高となかなか息つく暇もなく大変な状況になっていますけれども、一連のことも含めまして、まず被災地の経済状況をどのように思っているのか認識をお伺いいたします。

○齋藤企画課長 被災地の経済状況についてであります。県ではこれまで被災地域の経済を支える中小企業の事業再開や経営力向上に向けた取り組みへの支援、まちづくりと連動したにぎわいの創出や新たな交通ネットワークの活用などによる誘客促進など、被災地のなりわい再生に向けた取り組みを着実に進めてきたところであります。

一方で、商工業においては事業を再開した事業者の経営の安定化と販路の拡大、従業員

の確保、主要魚種の不漁への対応といった課題があるほか、エネルギー価格、物価高騰などによる事業所経営への影響や人口減少による地域経済への影響等も懸念される状況にあると認識しております。

このため、今年度からスタートした第2期復興推進プランに基づきまして、中小企業の経営力強化、魚種変化に対応した水産加工業における商品力向上や販路開拓、新たに整備された交通ネットワークを活用した魅力的な観光地づくりなど、地域資源を活用した産業振興や交流人口の拡大を推進することとしております。

○岩崎友一委員 いずれ復興の完遂に向けて、何をもって完遂か、そのゴールはどこかという部分で、私は東日本大震災津波前よりも強い経済をつくるのが大切で、これこそがやはり復興の本旨の一つであると常々思っておりますけれども、県としてその復興の完遂、ゴールは、経済の視点からどのように考えているのかお伺いいたします。

○齋藤企画課長 復興においては、ハード面では昨年7月に復興関連道路の全線開通や防潮堤など津波防災施設の多くが完成するとともに、ソフト面では新たなコミュニティー形成の支援による生活の再建、事業者の債権買い取りや販路開拓によるなりわいの再生などの取り組みを着実に進めてきたところであります。

その一方で、被災者に寄り添った心のケアといった復興固有の残された課題や、新型コロナウイルス感染症や主要魚種の不漁などの復興の進展に影響を与えるような新たな課題も出てきておりますので、目の前の課題に丁寧に対応して取り組み続けることが重要ではないかと考えております。

○岩崎友一委員 やはりゴールの目標値は立てるべきだと思うのです。それは被災地の県民所得を幾らにするなどさまざまな考え方があって、被災地の県民所得は復興需要で一回上がりましたが、また下がり続けるのはわかっている中でそれを目標値に置くのか、あるいは県民意識調査でウォッチャー調査をとっていると思いますけれども、その実感が例えば6割や7割など具体的な目標を立てないとかにかく目の前の課題に対応していくことになってしまうので、やはりゴールをつくって、そのゴールに向けて何をするかを逆算して政策や事業をつくってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、これは指摘ですけれども、この前佐々木茂光議員の関連質問をさせていただき、知事に答弁いただきましたけれども、複数ローンを抱える事業者に対する知事の答弁は極めて危機感がないというか、どうにかなるだろうと思っっているのではないかと答弁でありました。ローンを複数抱えるというのは、やはり精神的にも非常に来ますので、そういった部分も現場サイドの商工労働観光部としては、しっかり寄り添った対応をお願いしたいと思います。

きょう、私が一つ言いたいのは、私も選挙がありますのでどうなるかわかりませんが、当選しても次は9月定例会なので時期的な部分も含めて質問しますが、3.11を中心に被災地の経済復興及び教訓の伝承を目的とした大規模な県主催のイベントをやっていく必要があると思っています。イメージとしては2019年に行われた三陸防災復興プロジェクト

です。これは、各部局が連携しながらの取り組みになると思いますけれども、商工労働観光部としての考え方をお示しいただければと思います。

○高橋観光・プロモーション室長 県主催の大規模イベントの実施でありますけれども、私ども商工労働観光部としては、まず一つは陸前高田オートキャンプ場について、この秋の再開を目指して現在整備を進めているところであります。再開日に陸前高田市や指定管理者の株式会社スノーピークと連携してオープニングイベントを開催することとしておりまして、オープン後も地元事業者と共に参加していただくイベントを定期的を開催することとしております。

また、令和6年1月から3月までJR東日本、県内市町村、観光関係者と連携して、沿岸地域の味覚や絶景、郷土芸能などの体験、内陸部のスノーリゾートなどをテーマに、いわて冬旅キャンペーンを展開することとしておりまして、この期間中に各地域や観光関連事業者と連携した特別企画を実施して、三陸沿岸地域への誘客拡大、広域周遊に取り組み、被災地の経済の活性化を図っていきたくと考えております。

なお、防災復興部からの情報でありますけれども、県では東日本大震災津波の風化防止と震災復興に対する幅広い支援を訴えるとともに、被災地支援の機運醸成を図るために、岩手県、青森県、宮城県、福島県の4県と東京都が連携して実行委員会を組織して、本年3月に東日本大震災津波風化防止イベントを東京都内及びオンラインで開催し、被災地の今と東北地方の魅力を発信したところであります。令和5年度においても継続して実施することとしており、引き続き被災各県及び東京都と連携して東日本大震災津波の風化防止、教訓の伝承に取り組んでいくと考えております。

○岩崎友一委員 私の提案に対して直接的な言及がなかった気がするのですが、例えば大槌町は三陸大槌町郷土芸能かがり火の舞というイベントを1カ月に2回くらい実施しており、この前も行ったら二、三十人来ています。やはり被災地では今も観光客の誘客などいろいろな取り組みをしているのですけれども、3.11はやはり特別な日であり、条例をつくったのもそのとおりでありまして、残された課題の一つである経済の復興をしっかりやっていくという意味と同じ悲劇を二度と起こさないという教訓を伝承するために、被災地も広域ですから県がしっかり音頭をとって、市町村にもさまざまな事業などを提案してもらい、財政的にも出してもらいながら、そういったイベントを継続してやっていくことが重要かと思いますが、もう一度前向きな答弁いかがですか。

○高橋観光・プロモーション室長 岩崎友一委員からお話のありました三陸防災復興プロジェクトのような県主催の大規模イベントの実施ということで、今年度予算の中では組み立ててはおりませんが、今お話のあった御意向を踏まえた形で冬季観光キャンペーンの中でできるものがあるかなど検討してまいりたいと考えております。

いずれ、今のお話を受けて何ができるかは復興防災部とも検討してまいりたいと思いますので、前向きなことではあります。まず何ができるか考えていきたくと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○岩崎友一委員 いずれ今年度の予算にはなく、スケジュールを考えればやってもらえるとしたら多分9月補正だと思うので、そういったものも踏まえてきょう質問させていただくのでありますが、しっかり連携を図りながら、盛岡市がニューヨークタイムズ紙の2023年に行くべき52カ所の2番目に紹介されて、たしか1億円を予算計上していると思うのですけれども、いい攻めの事業だと思っていまして、やはり苦しいときほど攻める。攻めは最大の防御でありますので、被災地も苦しいのですけれども、とにかく限られた財源というのはわかるのですけれども、知恵も出しながら効率的に、しっかりと着実に復興が前に進むような形で事業を組んでいただきたいと思いますし、復興防災部やふるさと振興部などとしてしっかり調整した上で、ぜひ実現するようにお願いして質問を終わります。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

商工建設委員会は、本日が今任期最後の開催となりました。商工労働観光部関係の執行部の皆様には、大変お世話になりました。特にコロナ禍でコミュニケーションを図る機会が少なく、少し残念なところではありましたが、終始誠実な対応をいただきまして、委員会の円滑な運営に御協力いただきまして本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、商工労働観光部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第7号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、当商工建設委員会に付託された別表第7の改正関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小野寺都市計画課総括課長 議案第7号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案、県土整備部関係について説明いたしますので、議案（その2）の8ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

初めに、特定の民間再開発事業に係る税制特例の概要について説明しますので、議案説明資料の2ページをごらん願います。1、制度の目的は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新等を図るためには、法定の市街地再開発事業のみならず、一定の水準を担保した民間事業者による任意の再開発事業の推進が必要となっています。このため、当該事業の事業者による土地取得の円滑化を図ることを目的に、土地所有者の土地譲渡に係る税負担を軽減するものです。

2、制度の要件は、対象区域、権利関係、建築される建築物、区域面積、用地、空地の確保となっております。

3、特例措置の内容は、2の要件を満たした上で、長期保有の土地等を特定の民間再開発事業の用に供するために当該事業の施行者に対して譲渡した場合に、長期譲渡所得に係る課税の特例が適用されるものです。

次に、1 ページをお開き願います。岩手県手数料条例の一部を改正する条例案（県土整備部関係）の1、改正の趣旨ですが、租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、特定の民間再開発事業認定申請手数料を廃止しようとするものです。

2、条例案の内容ですが、中段箱書きをごらん願います。特定の民間再開発事業に係る税制特例を受けるための要件への適合を都道府県知事が認定することとされており、当該認定に係る審査手数料を本条例において規定しているものですが、今般時限的に延長されてきた特定の民間再開発事業に係る税制特例が全国の活用状況を鑑み、特例措置を延長せず廃止されることとなったことから、特定の民間再開発認定申請手数料を廃止するものです。

次に、施行期日ですが、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で岩手県手数料条例の一部を改正する条例案（県土整備部関係）の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第10号一般国道397号小谷木橋旧橋撤去（下部工）（第3工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小野寺道路建設課総括課長 議案（その2）の13ページをお開き願います。議案第10号一般国道397号小谷木橋旧橋撤去（下部工）（第3工区）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております議案説明資料により説明させていただきます。

議案説明資料の3ページをごらん願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。契約金額は9億5,788万円で、請負率は91.69%、請負者は板谷建設株式会社・株式会社千葉匠建設特定共同企業体であります。工事概要ですが、本工事は令和3年5月に供用を開始した新小谷木橋に並行する旧小谷木橋の橋脚を撤去する工事です。工期は430日間で、令和5年度から令和6年度までの2年間の債務負担行為で行うものであります。

4ページに入札結果説明書、5ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略さ

せていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤ケイ子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○軽石義則委員 それでは、2点確認させていただきます。

1点目は路面標示についてであります。大変な積雪だったので、修理しなければならない道路もふえてきていると思いますけれども、路面標示の現状、課題についてお聞きします。

○高瀬道路環境課総括課長 路面標示工事の現状と課題についてですが、路面標示は、車道中央線等の区画線は道路管理者が、横断歩道等の道路標示は都道府県公安委員会がそれぞれ設置しているところです。このうち、区画線については道路管理者が道路整備時に設置しており、除雪作業や車両通行の影響で摩耗し見えにくくなることから、雪解けを待って、例年年度当初に塗り直し工事を行っているところです。また、道路標示の設置や塗り直しは都道府県公安委員会が行っていますが、舗装の修理に伴って消えた道路標示の復旧などは、原因者である道路管理者が行っているところです。

なお、路面標示の設置や塗り直しは、限られた予算の中で効率的に実施していることが課題ですが、それぞれの管理者が予算や優先度に応じて施工箇所を選定し、適切に実施しているところです。

○軽石義則委員 そういうルールで進められていることは確認しました。道路標示は、確かに都道府県公安委員会を実施するものと道路管理者が実施するものがありますが、どちらがやっても、県民にとっては危険を回避したり安全な通行ができるように整備してもらうことが大事だと思っていまして、道路管理者と都道府県公安委員会がどのような連携をとっているのかがポイントだと私は思っているのですが、どうでしょうか。

○高瀬道路環境課総括課長 まず、道路標示と区画線の違いについて説明いたします。

道路標示と区画線の扱いですが、路面標示は大別して区画線と道路標示から成っており

ます。区画線には、車道中央線や車道外側線などがあり、道路法に基づき、国、県、市町村等の道路管理者が設置することとされているところです。道路標示には、転回禁止や追い越しのための右側はみ出し通行禁止などの規制標示と停止線や横断歩道などの指示標示があり、道路交通法に基づき、都道府県公安委員会が設置するところとなっております。

○**軽石義則委員** それはわかりましたので、両者がどのように調整協議しているか教えてください。

○**高瀬道路環境課総括課長** それぞれ法に基づき、道路管理者と都道府県公安委員会が施工することが基本であると認識しております。これまでは関係機関があまり連携しておりませんでした。次期については今後相談していく必要があると思っております。

○**軽石義則委員** これまではそれぞれでやってきたということでもあります。やはり仕事は無駄なく効率的にやるのが本来の趣旨だと思いますので、先ほどお話ししたとおり、県民にとってどうなのか、危険の回避や安全走行がどうできるのかが大事だと思っております。今まさにニューヨークタイムズ効果で国内外から多くのお客様が来て、車もかなりふえているのも事実です。県外からのお客様は、道路標示や区画線がないと右折できなかつたり、車線変更しづらかつたり、事故にもつながる可能性があるという指摘も受けておりますので、そういう意味では管理者がそれぞれで、区画線はあるけれども、道路標示が消えて見えないということであっては、法で決められているところの趣旨が守られていることによって、不便さを感じることもあるのではないかと思います。

県警察本部にも確認したら、やはりそれぞれ法に基づいて実施しているということで、加えて言えば予算がそれぞれということもあるというお話でしたが、除雪についてはこれまでも商工建設委員会でいろいろお話をさせていただいて、国道であれ、県道であれ、市町村道であれ、いわゆる地域割りにして、その地域は例えば県がする、市がする、国がするといったように、そういうことも今少しずつ役割、共同作業できる状況になってきていると思いますので、予算の区分は変わらないとしても、使い方については工夫できるのではないかと思いますので、その点はどうか。

○**高瀬道路環境課総括課長** 連携の仕方ということになるかと思いますが、基本はただいま申しましたとおり、それぞれルールに基づいて施工することが基本であると思っております。施工時期がずれてしまっているというお話かと思いますが、今後交通管理者等の意見も伺いながら、効率的に路面標示の設置及び塗り直しを行い、交通の安全と円滑化を図っていきたく思います。

予算の使い方ですけれども、今のところまだそこまで連携しておりませんので、今後検討させていただきたいと思っております。

○**軽石義則委員** 事務の効率化になるかどうかも含めて検討しなければならないと思うのですが、民間の感覚からいくと、日にちや年が変わったりして、同じところに違う業者が入るよりは一括でやったほうが絶対効率的だとなるのですけれども、そういう感覚も取り入れた事業や作業をしていくことが大事だと思っておりますので、ぜひ検討をお願いしま

すし、どちらかという公安委員会のほうが道路管理者である県土整備部よりも固いのではないかと思うのです。県土整備部長と警察本部長の仲がよければすぐに歩み寄れるかもしれませんが、両者歩み寄らないとできないこともあると思いますので、そういうことも含めて今後考えてやってほしいと思います。これは、まさに県民の命や生活を守る第一歩だと私は思っておりますので、加藤県土整備部長、どうでしょうか。

○加藤県土整備部長 今御指摘いただいたことも踏まえまして、公安委員会とは情報連絡、共有を密にしながら、軽石義則委員がおっしゃいましたように、県民の交通の安全と円滑化が大事だと思っておりますので、それに向けて頑張っていきたいと思っております。

○軽石義則委員 2点目ですけれども、そういう県民生活を守る基礎的ないわゆるインフラ整備をする業界団体は、それぞれ一生懸命切磋琢磨し、みずから技術も磨いて、企業そのものの存続も含めて努力をされていると認識しているのですけれども、その評価として優良県営建設工事の表彰制度がありますが、その現状はどうなっているのでしょうか。

○沖野建設技術振興課総括課長 県営建設工事に対する表彰制度でありますけれども、軽石義則委員御指摘のとおり優良県営建設工事表彰制度というものでありまして、優良下請負企業表彰も含め、受注者である建設企業を知事が表彰する制度であります。

これは、県内建設業者の施工技術の向上による公共工事の品質確保及び健全な元請下請関係の構築に資することを目的としており、元請を対象といたします優良県営建設工事表彰は昭和 57 年度から、その工事を一体となって下請した業者に対する優良下請負企業表彰は平成 21 年度から実施しているものであります。

○軽石義則委員 制度を運用した時期はわかりましたけれども、工事区分もいろいろあると思うのですが、実際に表彰実績はどうでしょうか。

○沖野建設技術振興課総括課長 過去 3 年間の表彰実績を御紹介いたしますと、令和 2 年度と 3 年度はともに 21 件の工事で 20 社を表彰しております。また、令和 4 年度は 25 件の工事で 22 社を表彰しております。これは元請に対してであります。

○軽石義則委員 それぞれ表彰数は大体 20 社前後だと思うのですが、工事の発注量でも違うと思いますが、それでも枠は 20 社前後なのか。どういう割合になっているのか教えてください。

○沖野建設技術振興課総括課長 優良県営建設工事の表彰につきましては、表彰基準を設けており、それによっておおむね 20 社程度を目安とするとしております。また、この元請はおおむね 20 社であります。それに付随いたしまして、下請負業者もまた同数程度の表彰の対象となるということがあります。

また、表彰の受賞企業については、県営建設工事入札の総合評価落札方式、あるいは県営建設工事入札参加資格審査において加点措置され、インセンティブがあることも考慮して、現在の表彰者としているところであります。

○軽石義則委員 基準があつて当然だと思いますし、それに向かって努力することも大事だと思っておりますけれども、一括発注になった場合、例えば建築、土木、電気、通信、

管設備などそれぞれ努力はされても、元請1社が表彰され、そこに入っている企業はなかなか基準に達しないので、努力しても表彰されない、一生懸命やっても褒められないということになると事業者がやる気を失うことにもならないかと心配しているのですが、その点はどうか。

○**沖野建設技術振興課総括課長** 例えば規模が大きい工事でありますと、軽石義則委員御指摘のとおり複数の業者が一つになって発注するといったこともあります。そういった場合は、優良県営建設工事に対して密接な関係である下請業者、例えば管工事や防水工事、通信工事等は別途優良下請負企業表彰ということで、元請の表彰数と同数程度のおおむね20社を表彰することで対応しております。

○**軽石義則委員** それぞれ配慮はされているということだと思っておりますが、おおむね20社となると、簡単に言えば90点以上は入るけれども89点は入らないなど、その微妙なところをどう調整するかが大事だと思うのです。その1点差というのは、企業にしてみると、我々も一生懸命やっているのに努力しているところが評価されないとなると努力評価に結びついていかないのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○**沖野建設技術振興課総括課長** 現在の表彰の審査制度であります。まず県内企業が施工した請負金額が税込み1,000万円以上の工事を対象としております。その中で、工事成績評定が85点以上であることなどの要件を全て満たしたものの中から、さらに選定審査会において地域への貢献度や新技術の活用といったさまざまな側面から別途考慮して選定するといった形であります。

○**軽石義則委員** そうなると、同点の中からでも表彰を受ける企業と受けない企業が出ることもあり得るということですね。そうなった場合、その差が何なのかということをしっかり伝えなければならないと思いますし、それはどのようにされているのでしょうか。

○**沖野建設技術振興課総括課長** 現在は、この審査基準要領等は公表しておりますが、具体的な各社の点数などは非公表としております。

○**軽石義則委員** そういう意味でも、専門家は自分たちで自己採点しながらやっていると思いますし、いろいろなところも見て比較して、足りないところは自助努力をしていくのだと思うのですけれども、いわゆる選ばれるところと選ばれないところの差に近いところはもう少し違う意味での褒める制度があってもいい気がするのですけれども、どうでしょうか。

○**沖野建設技術振興課総括課長** 優良県営建設工事表彰についてですが、今年度、例えばこれまでなかなか受賞機会が少なかった通信設備や管設備などにも受賞機会が得られるよう業種の区分を新たに追加するなど、関係団体等の意見も伺いながら、よりよい表彰制度となるように努めているところであります。

○**軽石義則委員** やはり目的は、事業者なり成果をいかによくしていくかということだと思いますので、これは多分いろいろなプラス要素がある表彰制度だと思うのです。ただ、お金のかからない褒め方もあっていいと思うのです。あと一歩行けば、次は優良県営

建設工事表彰で表彰されるといった盛り立てる制度も必要かと思うのですが、その点はどうか。

○**沖野建設技術振興課総括課長** 現在の県営建設工事の表彰については、知事からの表彰であり、それからインセンティブがあるということで、ある程度制度化されているものでありますので、こちらについてもよりよい表彰制度となるよう今後も努めてまいりたいと考えております。

○**軽石義則委員** 知事からの表彰は、やはりかなり価値が高いと思うのですが、あと一歩で賞など部長名の表彰があってもいいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○**沖野建設技術振興課総括課長** 軽石義則委員から御指摘、御意見ありましたことも踏まえながら、関係団体等の意見も踏まえて、今後もよりよい制度になるように努めてまいります。

○**軽石義則委員** これから厳しい経済状況も含めて、業者にも力をつけてほしい、そしてやはり技術も高めてほしい、あと魅力ある職場にして後継者も継続して育成していくということも含めて、その表彰制度は私は大事だと思っていますので、今お話しのとおり部長表彰ができればみんな喜ぶかと思ひながら、お願いして終わります。

○**岩崎友一委員** 商工建設委員会で取り上げるのはたしか2回目だと思いますけれども、私からは釜石港の振興についてお聞きします。先日の釜石港湾振興協議会総会には君成田港湾空港課総括課長にも出席いただきましてありがとうございます。県にも支えていただいていますけれども、東日本大震災津波後、釜石港はポートセールスも本当に頑張っているし、コンテナの取り扱い量もかなり伸びてまいりました。コロナ禍で2年ほど落ち込みましたけれども、去年はまた回復傾向にあるということで、さらなる伸びを期待していますし、港湾の活性化を図っていく必要があると思っています。

今回知事が出席した沿岸広域振興局での県要望の際にも釜石市から要望させていただいておりますけれども、そういった中で今課題となっているのは、まず一つは須賀地区の埠頭用地の増大、大型岸壁整備の事業化と、釜石両石インターチェンジのフルインターチェンジ化です。これは港湾と道路で管轄が別ですけれども、やはり港湾振興を図る上では、これはセットで進めていかなければならないのであります。これは本当に県に大きな英断をしてもらわなければ進まないものであります。現在の県としての事業化に向けた取り組みの状況についてお伺いいたします。

○**君成田港湾空港課総括課長** 須賀地区の埠頭用地の造成と大型岸壁整備の事業化についてであります。これまで釜石港においては平成29年に県内初の公共のガントリークレーンが供用開始となったことや外貿定期コンテナ航路の開設、さらには三陸沿岸道路を含めた道路ネットワークの構築によりまして、岩崎友一委員御指摘のとおり、コンテナ、貨物の取り扱い量が堅調に推移しているところであります。我々といたしましては、整備した施設をまずは有効に利用していくことが必要と考えております。今後さらなる集荷拡大に向けたポートセールスを行っていくこととしております。

新たな埠頭用地と岸壁の整備につきましては、将来的な貨物の増加について確度が高まって、その必要性が見込まれる際に検討する必要があると考えております。このため、これまで以上に地元の釜石市等と連携いたしまして、港湾を取り巻く環境の変化を的確に把握するとともに、より一層の貨物の集荷拡大に努めつつ、現在の港湾施設の利用状況や、取り扱い貨物の推移や将来の見込み、企業立地の動向等を見きわめ、整備期間を考えながら適切に対応していきたいと思っております。

いずれ釜石港湾振興協議会でも意見がありましたとおり、要望も受けているとおり、完成自動車輸送の再開は釜石市と同じ思いでおりますので、粘り強く取り組んでいきたいと思っております。

○小野寺道路建設課総括課長 三陸沿岸道路釜石両石インターチェンジのフルインターチェンジ化についてであります。三陸沿岸道路の県内の区間には、ハーフインターチェンジとフルインターチェンジを合わせまして計 41 カ所インターチェンジが設置されております。その間隔は約 5 キロメートルとなっております。東北自動車道の約 10 キロメートルに比べまして、一定の利便性を有していると認識しております。一方で、三陸沿岸道路全線開通後の社会情勢や利用状況の変化に対応したハーフインターチェンジのフルインターチェンジ化などの機能強化が必要と考えております。

こうした中で、先月 6 月 26 日には、釜石市を含む三陸沿岸道路の沿線自治体で構成する三陸沿岸道路東松島・山田間機能強化連絡協議会が設立されまして、主要なハーフインターチェンジのフルインターチェンジ化などの実現に向けて、機能強化計画を策定するよう国に要望していく方針が示されたところでもありますから、釜石市の考えも伺いながら、国と情報交換をしていくことといたします。

○岩崎友一委員 向いている方向はまさに一緒だとは思いますが、ただ、なかなか事業化されず、前に進んでいかない現状があつて、当然多額のお金もかかりますから、公共埠頭の整備も非常に大変だとは思いますが、県にはガントリークレーンも設置していただきました。県にも御利用いただいて、動物検疫港の指定もしていただき、これはセットで釜石港をどんどん盛り上げていこうという流れだとは思いますが。

そういった流れの中で、今の答弁でも今後の将来性も見据えながらなどととまっている状況で、がらがら行こうぜという形で今まで多分いろいろなことをやっていただいたと思うのですが、もう一踏ん張りやることによって、港湾がさらに振興されていくと思っております。県内には重要港湾が四つあり、釜石港はクルーズ船よこせ、よこせと言いませんから、それはしっかり役割分担してそれぞれの港が栄えれば良いと思うので、釜石港の話だけしているのではないのですが、やはり何よりも来年の物流改革の問題です。長距離は非常に厳しくなってきますので、港の役割が大きく変わるであろうと思っております、そういったものも踏まえれば、やはり早期事業化をお願いしたいと思っております。

もっと言えば、我々も毎年 1 回市町村の要望を聞くのですが、例えば北上市や金ケ崎町など内陸部の自治体からもやはり釜石港を使いたいという要望を聞いています。そして、

そういった流れを受けて、江刺田瀬インターへのアクセスをよくするために、恐らく口内トンネルも完成したと思うのです。ちょこちょこやっているのですけれども、最大限の効果を生かすためには、そういった道路整備や港湾整備、ソフトも含めて大きなプロジェクト化をして進めていかないと、効果が限定的になってしまうと思うのです。

これは道路も港湾も絡みますけれども、内陸部の自治体から釜石港を使いたい、江刺田瀬までのアクセスもよくしてくれといった道路整備の要望もいろいろ出ているのは多分御承知だと思うのですが、その辺全部含めてプロジェクト化して、財源確保やスケジュールを組んで、連携して県南地域の産業のさらなる育成と釜石港の発展という形で、みんなが全体として利益を享受できる形で進めるべきだと思うのですが、加藤県土整備部長、いかがでしょうか。

○加藤県土整備部長 岩崎友一委員から御指摘いただいた、まず港湾と内陸部を結ぶ道路整備について、これは新広域道路交通計画に基づきながら今鋭意進めさせていただいているところでありますので、やはりそういった観点から必要な整備はしっかりと進めていきたいと思っております。

加えて、港湾の利活用は地域の活性化のためにとっても大事なことだと思っておりますので、まさに岩崎友一委員おっしゃっていただいたとおり、来年度、物流が結構大きく変わって、陸上から海上にモーダルシフトが進むといったことも報道されておりますので、それを好機と捉えまして、しっかりとポートセールスを行っていきながら、やはり将来の動向等を見きわめながら、事業化の時期等についてしっかりと見きわめていきたいと思っております。

そういった中で、最終的にはやはり県内の活性化が一番大事だと思っておりますので、そういったものをしっかりと横串を入れながら進めていきたいと考えております。

○岩崎友一委員 思いは多分一緒なのでしょうけれども、なかなか答弁が硬いと思うのですが、やはりそういった大きなプロジェクトにしてやらないともったいないと思うのです。トンネル一つにしたって多額の事業費がかかりますし、ちょこちょこやっても、成果が限定的になってしまえばもったいないと思うのです。やる時は集中投資してやることで、県南地域の自治体や事業者、釜石港の関係者などみんながいい形で最大限の利益を出せば、もっともっと県南地域も元気になりますし、沿岸部も元気になってきます。そういったプロジェクト化が私は必要だと思うのです。県では、いわて県民計画（2019～2028）で何とかゾーン、何とかゾーンとやっていますけれども、やはり横串を刺すというのはしっかりとプロジェクト化して、こういった事業をやりましょうということで、しっかりと財源を確保して債務負担行為を組んで、計画的にやっていくのをしっかりとすべきだと思うのですが、もう一回、加藤県土整備部長、答弁をお願いします。

○加藤県土整備部長 今岩崎友一委員から御指摘いただきました、そういうある一定の効果を目指して事業を一体的に進めるという視点は、とても大事だと思っております。

私たちがいわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン等に基づきながら、い

ろいろな事業を進めておりました、やはりそこは一つの目標を定めながら、それぞれの事業を進めさせていただいておりますので、そういった観点からしっかりと進めていきたいと思っております。

○**岩崎友一委員** もう一点確認ですけれども、埠頭用地の造成と大型岸壁の事業化の関係で、前に聞いたときには、たしか5年くらいという答弁だったと思うのですが、事業がスタートしてどのくらいで完成するのかお伺いします。

○**君成田港湾空港課総括課長** 事業化になっておりませんので、具体的なところは申し上げづらいのですが、調査から入っていきますので、おおむね5年か10年くらいといったレベルではなかろうかと思われま。

○**岩崎友一委員** そうなってしまうのです。今スタートしても、結局5年後、10年後にしか使えないという形になってしまいます。我々もみんな同じくらい年をとってしまいますので、やはりそういった好機を逃すともったいないのです。だから、来年まさに物流改革でいろいろな変化があるということで、そこに、例えばポートセールスを頑張って一気に荷がふえました、ただ対応できません、では整備しましょう、でもそれは10年後からしか使えませんかということではもったいないと思います。思いは一緒だと思っておりますので、しっかりとバックアップをお願いできればと思います。

○**工藤勝博委員** 私からは1点お伺いしたいと思っております。

実は以前から、北岩手、北三陸の横断道路の整備促進ということで、盛岡市以北の17市町村の首長が代表になって協議会をつくって進めております。そういう中で、ことしも6月17日に葛巻町で促進大会がありまして、加藤県土整備部長も出席してその状況は重々承知していると思っておりますけれども、2021年度に前々部長の中平県土整備部長のときに構想路線として取り上げていただいたのですけれども、構想路線の第1段階としての調査をしなければと言われておりましたけれども、その調査はどういう状況になっているのでしょうか。

○**小野寺道路建設課総括課長** 工藤勝博委員からお話ありました令和3年に策定いたしました岩手県新広域道路計画では、久慈市と盛岡市間の連絡強化を図るために国道281号一般広域道路、さらにそれに重ねる形で（仮称）久慈内陸道路というのを構想路線に位置づけたところであります。

この計画に基づきまして、現在国道281号では久慈市の案内戸呂町口工区において、トンネル前後の道路改良工事の着手に向けた手続を進めているところであります。その同工区の整備を着実に進めるとともに、お尋ねのありました（仮称）久慈内陸道路につきましては、調査を沿線の市町村と丁寧意見交換しながら、調査の熟度を高めていくことで考えております。

○**工藤勝博委員** 私もよく通りますが、現存の国道281号線はやはり大変な道路なのです。東日本大震災津波以降、大坊峠は復興道路として大分改良されましたけれども、いずれ急勾配や急カーブが連続していて冬期間になると大変危険な道路という思いもしており

ますし、久慈市と葛巻町の境の平庭峠もそのとおりです。

平庭峠に関しては、東日本大震災津波前からトンネル化ということで、私も達成に向けての大会に 10 年ぐらい出席させてもらいましたけれども、いつの間にか頓挫して全く出なくなったのですが、また全く別個な発想で北岩手、北三陸の構想が出てきたのだと思うのです。既存の道路を改良するのは当然あるのですけれども、大きな視点は東北自動車道と三陸沿岸道路をいかにしてつなぐか。物流もそうですし、緊急医療、あるいはまたいろいろな産業振興に役立つという目線が全然違うのです。そういうことから調査するべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○小野寺道路建設課総括課長 構想路線につきましては、高規格道路としての役割が期待されていますけれども、起終点が決まっておらず、個別の路線の調査に着手していない路線ということで、高規格道路として整備する必要性であったり、緊急性等を検討する必要があります。

久慈市・盛岡市間につきましては、先ほどもお話ししましたが、地域とも意見交換を重ねながら、現在路線全体の整備の考え方や大まかなルートの検討から進めておりまして、引き続き優先区間、整備が必要な区間の検討も含めまして、詳細な調査を進めていく予定にしております。

○工藤勝博委員 発端は、特に葛巻町は陸の孤島のような状況です。国道 281 号は従来から生活道路として、また国道でありますけれども、それから一步前に進んだ形で高規格道路ということで地域の皆さんが期待しています。この構想路線は、起点と終点が決まっていないから構想だということはそのとおりかもしれないけれども、やはりどこからどこまでということを見立てながら進めないと、聞き取りも何も前に進まないと思うのですけれども、その辺の捉え方はどうなのでしょう。県内の横軸道路とすれば、最後の大規模な構想路線になると思いますけれども、その辺の捉え方をお聞きしたいと思います。

○小野寺道路建設課総括課長 ルートにつきましては、いずれ現在大まかなルートの検討をしているところでありまして、3月に沿線の市町村長とも意見交換をしております。おのおの首長のお考えもありますし、ルート検討を行うに当たり配慮すべき点などの御意見をいただいておりますので、それらを踏まえながら今後ルートの検討を進めていこうと考えておりますので、引き続き沿線の市町村と丁寧に意見交換しながら、調査の熟度を高めていきたいと考えております。

○工藤勝博委員 首長にすれば、やはり当初の東北自動車道と三陸沿岸道路をいかに結びつけるかということだろうと思います。例えば今の国道 4 号から国道 281 号に入るなどであれば、何の効果も生まれてこないだろうという思いが私自身あります。

そういうことを含めて、先日の決起集会には国土交通省東北地方整備局の信太氏が来て、しっかりとした資料もつくって来てくれたのです。この資料を見れば、県で調査しなくてもやらなければならないといった資料です。盛岡市以北は県民の半分近くの 62 万人が暮らしているのです。それが起点となって、岩手県の発展に結びつくだらうと思いますし、

特にやはり日本海と太平洋を結ぶ貴重な道路でもありますし、これからの岩手県の発展を考えた場合、これは必要な道路になると思いますので、私は信太氏が示したこの岩手県の県北の道づくりの未来というのを大変評価したいと思っています。各市町村の首長と相談したって逃げの一手になりますので、土台はやはりこれだと思います。医療から暮らしから産業から全てを網羅していて、ぜひこれを参考にして進めていきたいと思っていますので、加藤県土整備部長お願いします。

○加藤県土整備部長 私たちも新広域交通計画にも位置づけまして、やはり構想路線としてしっかりと今調査を進めさせていただいておりますので、工藤勝博委員から御指摘いただいたとおり、盛岡市と久慈市を結び、いかに早く盛岡市に、いかに早く久慈市にということで、今一生懸命調査を進めさせていただいております。

そういう意味では、個々のところを見るよりも、全体の中でどうやったらいいかをしっかりと考えながら、調査を進めていきたいと思っていますので、ぜひまた引き続きよろしくをお願いします。

○工藤勝博委員 例えば葛巻町の林業関係の事業者からは、今は1日に1回しか北上市の合板工場に木材を運べないが、この横断道路ができると2回は運べると常々言われています。やはりそれだけ貴重な、そして期待の大きい道路になるのだらうと思いますので、それらも含めて県北地域の振興のために、ぜひ早期に決断してほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

○佐藤ケイ子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤ケイ子委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

当商工建設委員会は本日が今任期最後の委員会となりますので、この際一言御挨拶を申し上げます。

当委員会は去る令和3年10月に発足し、以来委員各位におかれましては、これまで2年間にわたり、所管事項について終始熱心に御議論をいただき、誠にありがとうございました。

当職といたしましては、これら委員会における議案等の審査、所管事項の調査等を通じ、二代表制の一翼を担う議会の役割を果たすとともに、県政の発展にいささかなりとも貢献することができたものと考えております。

また、委員会の運営に当たりましては、山下正勝副委員長をはじめ、委員各位及び執行部各位の御協力、御支援をいただきまして委員長の職責を果たすことができましたこと、深く感謝申し上げます。

ただ、新型コロナウイルス感染症の影響がありまして、深くコミュニケーションをとる機会ができなかったことは、本当に残念に思っているところであります。

また、結びになりますけれども、今任期をもって御勇退されると伺っております工藤勝博委員におかれましては、県議会議員として県政発展に多大な御尽力をされました。この

御労苦に深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

○工藤勝博委員 お世話になりました。ありがとうございました。(拍手)

○佐藤ケイ子委員長 そしてまた、来たるべき選挙に立候補されます皆様にも、また当選されまして再び県議会議員としてさらなる県政発展のために御活躍されますことを共々に祈念申し上げて、御挨拶とさせていただきます。御協力ありがとうございました。(拍手)

以上をもって本日の日程は全部終了いたします。ありがとうございました。散会いたします。